

入 札 説 明 書

令和6年度 阿寒摩周国立公園満喫プロジェクト・ マリモ保護活用のあり方検討業務

[総合評価落札方式 全省庁共通電子調達システム対応]

環 境 省

北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所

はじめに

令和6年度阿寒摩周国立公園満喫プロジェクト・マリモ保護活用のあり方検討業務の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の関係法令及び環境省入札心得（別紙）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

北海道地方環境事務所

釧路自然環境事務所長 岡野 隆宏

2. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和6年度阿寒摩周国立公園満喫プロジェクト・マリモ保護活用のあり方検討業務
- (2) 特質等 別添2の仕様書による
- (3) 納入期限等 令和7年3月24日
- (4) 納入場所 北海道釧路市阿寒町阿寒湖温泉1-1-1
阿寒摩周国立公園阿寒湖管理官事務所
- (5) 入札方法
本件は、入札に併せて技術等の提案書を受け付け、価格と技術等の総合評価によって落札者を決定する総合評価落札方式の入札である。
ア. 入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。
イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 北海道地方環境事務所から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 令和04・05・06年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「調査・研究」において、開札時まで「A」、「B」、「C」又は「D」級に格付されており、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。

(5) 環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

4. 入札者の義務等

この入札に参加を希望する者は、別記様式1の入札参加表明書を6(1)の提出期限までに提出した上で、別添3の提案書作成・審査要領に基づき、別添4の提案書作成様式を踏まえて提案書を作成し、7(1)の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において分任支出負担行為担当官から当該提案書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5. 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所

〒085-8639 北海道釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎4階
北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所総務課
電話 0154-32-7500 F A X 0154-32-7575

6. 入札参加表明及び入札に関する質問の受付

(1) 別記様式1により参加表明を行うとともに、この入札説明書、添付資料等に関する質問がある場合は、次に従い、環境省入札心得に定める様式5による質問書を提出すること。

提出期限 令和6年5月7日(火) 17時00分まで
(持参の場合は、12時から13時を除く。)

提出場所 5. の場所

提出方法 持参、F A X又は電子メール(NCO-KUSHIRO@env. go. jp)により提出すること。
なおF A X又は電子メールで提出した場合には、5. の場所に提出した旨を連絡すること。

(2) (1)の質問に対する回答は、令和6年5月8日(水) 17時までにF A X又は電子メールにより行う。

7. 提案書の提出期限及び提出場所等

別添4の表紙及び提案書の提出にあわせて、環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写しを提出すること。なお、電子入札をする予定の者は、9.(2)ア. のとおり、環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書を、電子調達システムへ証明書として(1)提出期限までに提出すること。

(1) 提出期限

令和6年5月10日(金) 17時まで

持参する場合の受付時間は、平日の10時から17時まで(12時から13時は除く)とする。

(2) 書面による提出の場合

ア. 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)すること(提出期限必着)。郵送する場合は、包装の表に「提案書在中」と明記すること。

イ. 提出場所 5. の場所

ウ. 部数 別添4の表紙及びその写し 各1部

提案書

5部

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写し 1部

(3) 電子による提出の場合

ア. 提出方法 電子ファイル（PDF形式）により、電子メール※1で送信、DVD-ROM等に保存して持参又は郵送※2、又は電子調達システム上※3で提出すること。電子メールで提出した場合には、環境省からの受信連絡メールを必ず確認すること※4。

※1 電子メール1通のデータ上限は7MB（必要に応じ分割すること）

※2 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

※3 電子調達システムのデータ上限は10MB

※4 提案内容と実績等の根拠資料は別ファイルに分けること。

イ. 提出場所 電子メールの場合：NCO-KUSHIRO@env. go. jp

DVD-ROM等の持参又は郵送の場合：5. の場所

電子調達システムの場合：電子調達システム上

(4) 留意事項

理由の如何によらず、提案書が提出期限内に提出場所に現に届かなかった場合は、入札に参加することはできない。

入札者は、その提出した提案書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

8. 提案書の審査

提出された提案書は、別添5の評価基準表に基づき提案に係る事項の履行の確実性に留意して、環境省において審査し、合格した提案書に係る入札書のみを落札決定の対象とする。提案書の合否については、開札日の前日までに入札者に連絡し、不合格となった提案書に係る入札者には、理由を付して通知するものとする。

9. 競争執行の日時、場所等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和6年5月21日（火）13時30分

場所 釧路地方合同庁舎 第3会議室

北海道釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎4階

(2) 入札書の提出方法

ア. 電子調達システムによる入札の場合

(1)の日時まで電子調達システムにより入札を行うものとする。

電子調達システムで入札をする予定の者については、同システムにより、環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書をPDF化し、証明書として7. (1)の日時まで提出すること。

イ. 書面による入札の場合

環境省入札心得に定める様式2による電子入札案件の紙入札方式での参加についての書面を令和6年5月20日（月）17時までに5. の場所へ持参、郵送又は電子メール（NCO-KUSHIRO@env. go. jp）により提出すること。

入札に当たっては、環境省入札心得に定める様式1による入札書及び環境省競争参加

資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写しを（１）の日時及び場所に持参すること。入札書を電話、FAX、郵送等により提出することは認めない。なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

ウ．入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

（３）入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

10. 落札者の決定方法

（１）次の各要件を満たす入札者のうち、別添３の提案書作成・審査要領に規定する「総合評価点の計算方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

ア．入札価格が、予算決算及び会計令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

イ．提案書が、別添５の評価基準表に定める評価項目のうち必須とされた項目の基礎点の評価基準をすべて満たしていること。

（２）落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、（１）の各要件を満たす者であって、落札者となるべき者以外で最も高い数値の者を落札者とすることがある。

11. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、提案書には誓約事項に誓約する旨を明記するものとする。また、書面により入札する場合は、入札書にも誓約事項に誓約する旨を明記するものとし、電子調達システムにより入札した場合には、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

12. 人権尊重の取組について

本調達に係る入札希望者及び契約者は、『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和４年９月１３日 ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

13. その他

（１）提案書の履行の確約

契約書には、提案書が添付され、又は提案書の内容が記載されるものであり、落札者は、提案書の内容の履行を確約しなければならない。

（２）落札者以外の事業実施協力者が存在する場合

提案書において落札者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、契約書の

添付資料として協定書の提出を求めることがある。落札者がこれに応じないときは、契約書の提出がないものとして、落札は、その効力を失う。

(3) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称、入札価格及び総合評価点について、開札場において発表するとともに、政府電子調達システム（GEPS）ホームページで公表する場合がある。

(4) 提案書の取扱い

提出された提案書は、当該入札者に無断で、環境省において入札の審査以外の目的に使用することはない。落札者の提案書は、契約書に添付又は記載されるものであり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

(5) 契約締結日について

本入札に係る契約締結日は、落札決定日とする。

(6) 個人情報の取扱い

環境省から預託される保有個人情報の取扱いに係る業務を実施する場合には、落札者は、様式6に定める書面を速やかに提出しなければならない。なお、提案書の提出時に添付した際には、この限りではない。

(7) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先

政府電子調達システム（GEPS）ホームページアドレス <https://www.p-portal.go.jp/>
ヘルプデスク 0570-000-683（ナビダイヤル） 受付時間 平日9時00分～17時30分
なお、障害発生により電子調達システムの操作ができない場合において、入札の締め切り時間が切迫している等、緊急を要する場合には、4.（1）の場所に一報すること。

◎ 添付資料

- ・別紙 環境省入札心得
- ・別添1 契約書（案）
- ・別添2 仕様書
- ・別添3 提案書作成・審査要領
- ・別添4 提案書作成様式
- ・別添5 評価基準表
- ・別添6 環境マネジメントシステム認証制度の例

令和 年 月 日

入札参加表明書（及び質問書）

分任支出負担行為担当官
北海道地方環境事務所
釧路自然環境事務所長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

令和6年度阿寒摩周国立公園満喫プロジェクト・マリモ保護活用のあり方検討業務に係る入札への参加を表明します。

※1. 令和04・05・06年度環境省競争参加資格書（全省庁統一資格）の審査結果通知書の写しを添付すること。

※2. 入札説明書に関する質問がある場合には、質問書（様式は任意）を添付すること。

担当者連絡先

部署名 :

担当者名 :

TEL :

FAX :

E-mail :

(別紙)

環境省入札心得 (工事以外)

1. 趣旨

環境省の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとする。

- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（分任支出負担行為担当官 北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所長殿と記載）及び「令和6年5月21日開札 [令和6年度阿寒摩周国立公園満喫プロジェクト・マリモ保護活用のあり方検討業務] の入札書在中」と朱書きして、入札日時までに提出すること。
- (3) 電子入札システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札説明書で指定された日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子入札システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

7. 代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状を持参しなければならない。また、代理人等が電子入札システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

8. 代理人等の制限

入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

9. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない又は電子入札システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名押印又は記名及び担当者等連絡先の記載（外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人等を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあつては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

10. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穩の行動をする等の場合であつて、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

11. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- (2) 電子入札システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

12. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

14. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

入 札 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
北海道地方環境事務所
釧路自然環境事務所長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

(復) 代理人

注) 代理人又は復代理人が入札書を持参して入札
する場合に、(復) 代理人の記名が必要。

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 令和6年度阿寒摩周国立公園満喫プロジェクト・マリモ保護活用のあり方
検討業務
- 2 入札金額 : 金 _____ 円
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴省の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
北海道地方環境事務所
釧路自然環境事務所長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名 : 令和6年度阿寒摩周国立公園満喫プロジェクト・マリモ保護活用のあり方検討業務
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由
(記入例) 電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

委 任 状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
北海道地方環境事務所
釧路自然環境事務所長 殿

住 所
(委任者) 会 社 名
代 表 者 氏 名

代 理 人 住 所
(受任者) 所 属 (役 職 名)
氏 名

当社 を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和6年度阿寒摩周国立公園満喫プロジェクト・マリモ保護活用のあり方検討業務の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責 任 者 名 :

担 当 者 名 :

T E L :

F A X :

委 任 状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
北海道地方環境事務所
釧路自然環境事務所長 殿

代理人住所
(委任者) 所属(役職名)
氏 名

復代理人住所
(受任者) 所属(役職名)
氏 名

当社 を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和6年度阿寒摩周国立公園満喫プロジェクト・マリモ保護活用のあり方検討
業務の入札に関する一切の件

担当者等連絡先

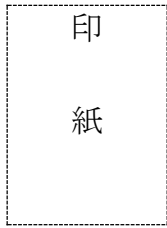
部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :



契 約 書 (案)

分任支出負担行為担当官 北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所長 岡野 隆宏
(以下「甲」という。)は、
(以下「乙」という。)と
「令和6年度阿寒摩周国立公園満喫プロジェクト・マリモ保護活用のあり方検討業務」(以下「業務」という。)について、次の条項により契約を締結する。

(契約の内容)

第1条 乙は、別添の仕様書及び提案書に基づき業務を行うものとする。

(契約金額)

第2条 契約金額は金 円(うち消費税及び地方消費税の額 円)
とする。

(履行期限及び納入場所)

第3条 履行期限及び納入場所は次のとおりとする。

履行期限 令和7年3月24日

納入場所 阿寒摩周国立公園阿寒湖管理官事務所

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(再委任等の制限)

第5条 乙は、業務の処理を他人(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。)に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(監督)

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

(検査及び引渡し)

第7条 乙は、業務の全部を完了したときは業務終了報告書を作成し、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙が成果物の引渡しを申出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、前項の期間は甲が乙から修補を終了した旨の通知を受けた日から起算する。

(契約金額の支払い)

第8条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、契約金額（この契約の締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に契約金額を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第9条 甲は、第8条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(仕様書等の変更)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期限若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第11条 天災地変その他止むを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から第9条までの規定に準じ精算する。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

二 乙が第5条、第19条又は第19条の2若しくは第20条の規定に違反したとき。

三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。

四 履行期限内に業務終了報告書の提出がなかったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者を

いう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為

(再受任者等に関する契約解除)

第13条 乙は、契約後に再受任者等(再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が第12条第2項及び第3項の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

第14条 甲が第12条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22

年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

4 乙が前二項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

5 第1項、第2項及び第3項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

(損害賠償)

第15条 甲は、第12条又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(表明確約)

第16条 乙は、第12条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

(不当介入に関する通報・報告)

第17条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(担保責任)

第18条 甲は、第7条の規定により引渡しを受けた後1年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができるものとする。

(秘密の保全)

第19条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は他の目的に利用してはならない。

(個人情報の取扱い)

第19条の2 乙は、甲から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。）及び特定個人情報（マイナンバー（個人番号）をその内容に含む個人情報をいう。）（以下、「個人情報」という。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱わせる業務を再委任等する場合は、事前に甲の承認を得るとともに、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該再受任者等も講ずるように求め、かつ当該再受任者等が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない、承認を得た再受任者等の変更及び再受任者等が再々委任等を行う場合についても同様とする（以下、承認を得た再受任者等を単に「再受任者等」という。）。

3 乙は、前項の承認を受けようとする場合は、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。

4 乙は個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

5 乙は、個人情報を取り扱う従事者の明確化、従事者に対する監督・教育を行うものとする。

6 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合はこの限りでない。

一 甲から預託された個人情報を第三者（前項記載の書面の合意をした再受任者等を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。

二 甲から預託された個人情報について、甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

三 特定個人情報を取り扱う業務において、乙（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等から外部に特定個人情報を持ち出すこと。

7 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者及び取扱者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再受任者等による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。

8 甲は、個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、所属の職員に、乙（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について実地検査等

の調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。

- 9 乙は、業務の完了又は契約解除等により、甲が預託した個人情報が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により個人情報を復元困難及び判読不可能な方法により廃棄若しくは消去し、その旨を書面により甲に報告しなければならない。ただし、甲が別段の指示をしたときは、乙はその指示に従うものとする。
- 10 乙は、甲から預託された個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。
- 11 乙は、甲から預託された個人情報以外に、業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づいて取り扱うこととし、甲が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。
- 12 乙は、乙又は再受任者等の責めに帰すべき事由により、業務に関連する個人情報（甲から預託された個人情報を含む。）の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。
- 13 本条の規定は、本契約又は業務に関連して乙又は再受任者等が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報について、業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

（債権譲渡の禁止）

第20条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。


（紛争又は疑義の解決方法）

第21条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 北海道釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎4階

氏 名 分任支出負担行為担当官
北海道地方環境事務所
釧路自然環境事務所長 岡野 隆宏 

乙 住 所

氏 名 

令和 6 年度阿寒摩周国立公園満喫プロジェクト・マリモ保護活用のあり方検討業務 に係る仕様書

1. 件名

令和 6 年度阿寒摩周国立公園満喫プロジェクト・マリモ保護活用のあり方検討業務

2. 業務の目的

環境省では政府が平成 28 年 3 月にとりまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき、日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてのブランド化を図ることを目標に「国立公園満喫プロジェクト」を進めており、阿寒摩周国立公園においては、「阿寒摩周国立公園満喫プロジェクトステップアッププログラム 2020」（平成 28 年 12 月策定、平成 29 年 3 月改訂）に基づき、その原生的な自然や伝統文化を活用したツアー・プログラムの開発に取り組んできた。そのうち阿寒地域では、環境負荷を最小限にし、高い普及啓発効果を得ることを前提に、マリモの保護や再生の活動を体験する学習プログラムを実現し、観光旅行者にも提供するべく、地域の観光事業者及び関係行政機関等とともに学習プログラムのあり方に関する検討を重ねてきたところである。国立公園満喫プロジェクトの継続が決定されたことを契機に、2025 年までの目標として「阿寒摩周国立公園満喫プロジェクトステップアッププログラム 2025」（令和 3 年 2 月策定）を作成したが、その中で、引き続きマリモを中心とした阿寒湖の自然を体験的に学ぶプログラムの開発に取り組むこととしている。

阿寒湖の西部に位置するシュリコマベツ湾は、かつてマリモが群生していた場所であり、「阿寒湖のマリモ保全対策検討委員会」（現「阿寒湖のマリモ保全推進委員会」）により平成 24 年 2 月に策定された「マリモ保護管理計画」において、「マリモを学び、マリモと触れあう場」として活用する構想が提案されている。以上のことから、令和 2 年度より、学習プログラムの利用も視野に入れつつ、シュリコマベツ湾におけるマリモ生育地の復元再生に取り組んできたところである。令和 5 年度業務では、水草刈取り効果の検証試験や疑似マリモの育成試験、マリモを学び触れあう場の創出に向けた将来像の検討のための意見交換会の開催等を行った。

本業務は、過年度業務成果を踏まえ、引き続きマリモの生育環境を評価するための現地調査を行うとともに、シュリコマベツ湾のマリモ生育地復元再生活動を中心とした阿寒湖の上質な自然体験を創出するため、インタープリテーション（IP）全体計画としての将来像と学習ツアー計画を作成し、マリモの生育地の復元再生とマリモを学び触れあう場の創出の実現に寄与することを目的とする。

3. 業務の内容

(1) 環境省担当官との打合せ

業務の実施に当たっては、環境省担当官と密に連絡調整を行い、環境省担当官の指示に従って進めること。また、本業務開始時に 1 回（半日程度。以下同じ。）、業務実施中に 1 回、成果物提出前に 1 回の計 3 回以上、WEB において業務実施に関する打合せを行う。初回打合せ時には、業務全体のスケジュール、人員体制等を含めた「業務実施計画」を作成し、環境省担当官の承認を得ること。

(2) 有識者へのヒアリングの実施及び既存文献の収集

マリモの生態やエコツアーリズム、インタープリテーション等に詳しい有識者等に対し、8回以上（2時間程度/回）ヒアリングを実施し、(3)、(4)の内容について助言を得る。ヒアリング項目については、請負者において案を作成した上で、環境省担当官とヒアリング実施前に十分に協議を行い決定すること。上記のヒアリング等の実施に当たっては、有識者に対して謝金（7,000円/時間）を支給すること。また、(3)、(4)に関する基礎的な情報を得るため、適宜既存文献（環境省担当官から提供するものを含む。）を収集する。

(3) シュリコマベツ湾のマリモ生育地の復元再生を目的とした現地調査等

マリモを学ぶ場、マリモと触れあう場をシュリコマベツ湾において創出するためには、マリモの消滅原因や生育条件等、将来の環境管理や自然再生等に向けて不可欠な科学的知見の整備や、野外におけるマリモの保護増殖技術の確立が必要である。これまでの業務成果等を踏まえ、引き続きマリモの育成試験や水草の繁茂状況把握調査等を実施するとともに、マリモの埋没や濁りによる光量減衰の原因となる浮泥の堆積状況を把握するための調査や、チュウレイ湾・キネタンペ湾との相違点を把握するための、両湾で今年度釧路市教育委員会によって実施される水質調査と同様の調査を実施する。

さらに、「マリモ保護管理計画」では、「マリモを学ぶ場、マリモと触れあう場」の実現に向けて、どのような環境管理や自然再生を目指すのか等を定めた基本計画の策定の必要性について提言されている。これまでの取組により、一定のデータが集積されてきたことから、マリモ生育地復元再生計画（仮称）の策定に向けて、情報整理や検討を実施する。

なお、調査実施前には、法令手続等に関して、発注者と入念に調整を行うこととする。また、調査実施中は、使用する器具等（調査者の装備品を含む。）を入念に洗浄・消毒する等し、侵略的な外来生物や病原体の持ち込みを回避する。現地調査時には腕章を身に着ける等し、自然環境に係る調査等を行っていることを明示するものとする。

1) マリモの保護増殖に係る取り組み

① ネット型施設による育成試験

疑似マリモ、マリモ断片、チュウレイ湾から流れ着いたマリモ（以下「漂着マリモ」という。）を用いたマリモ育成試験を5・6月から11月にかけて実施する。疑似マリモ、マリモ断片については発注者から貸与するものとし、漂着マリモについては③の調査で確認したものを使用する。育成試験の開始前及び終了時に、それぞれのマリモの大きさや湿重量等を測定することによりマリモの育成評価を行う。また、試験終了時に潜水士によりマリモや施設の観察を行い、その生育状況等をモニタリングすることで育成手法の評価を行う。

令和5年度業務の検討結果を踏まえ、シュリコマベツ湾内の3か所において、「ネット型施設」の手法（別図2）により育成試験を実施する（水深は0.8m程度を想定。）。なお、対象地に水草（希少性の高いバイカモ類を除く。）が生えていた場合は、根から刈取り、試験区を作成した上で実施する。ネット型施設の形状は、底上50cm程度の高さで、上部は覆わず、2cm目合いのネットを用いた外周約10m程度のものとする。施設は1か所につき3基とし、

1 基ごとに使用するマリモや施設内部の条件を変えることとする。また、試験に供したマリモの状況やネット型施設の破損状況等の確認や点検等を1か月程度の間隔で5回程度行うものとする（潜水機材は計10台日程度を想定。）。

その他、育成試験中、試験を実施する3か所において、水草の漂着状況や野生動物の侵入状況等の確認のため、インターバルカメラを設置するとともに、尻駒別川河口付近において、育成状況を把握するため、風向風速計を設置する。

②越冬試験

令和5年度業務において残置した越冬試験用の施設について、5・6月頃に1回、施設の破損状況等を確認するとともに、回収した疑似マリモの大きさや湿重量を測定することにより疑似マリモの育成評価を行い、通年での疑似マリモの育成方法について検討する（潜水機材は1台日程度を想定。）。

③漂着マリモ・着生型マリモの分布状況把握調査

シュリコマベツ湾の湾奥部の湖岸付近において、5・6月頃に1回（2日間程度）、漂着マリモについて、潜水土により存在箇所（緯度経度）、大きさ及び水深を記録する。また、シュリコマベツ湾の湾奥部において、5・6月頃に1回（2日間程度）、着生型マリモについて、潜水土により存在箇所（緯度経度）、大きさ、糸状体の代表的な長さ、着生密度及び水深を記録する。得られた結果から、シュリコマベツ湾内におけるマリモの現存量を把握し、湾内におけるマリモの存在適所の検討資料とする（潜水機材は計4台日程度を想定。）。

2) 生育環境の復元再生に係る取組

①水草の繁茂状況把握調査

令和3年度業務で水草刈取りを実施した区域（別図3。幅10m×延長300m）の水草等の再繁茂状況について、潜水土による潜水目視で、水草の状況観察（種ごとの被度、概略水深、底質性状、水草の代表的な高さ等）をベルトトランセクト法（幅1mのライン1本、10m区間毎）で秋季に1回実施し、刈取り効果の持続性についての検討を行う（潜水機材は1台日程度を想定。）。

また、5・6月から11月にかけて、1か月程度の間隔で5回程度、シュリコマベツ湾奥においてUAVを用いて水草の繁茂状況を撮影し、その画像から水草の繁茂状況の経月変化を把握する。

さらに、令和2年度業務で調査したデータが存在するラインS5（幅1m×延長300m）について、潜水土による潜水目視で、水草の状況観察（種ごとの被度、概略水深、底質性状、水草の代表的な高さ等）をベルトトランセクト法（10m区間毎）で8月に1回実施し、水草の繁茂状況の経年変化を把握する（潜水機材は1台日程度を想定。）。

②浮泥堆積状況の把握調査

シュリコマベツ湾内において、計9地点程度（別図4）、潜水土によって柱状採泥を実施する（潜水機材は2台日程度を想定。）。また、計50地点程度（別図4）、船上から水深を測

定するとともに、浮泥の堆積厚を測定する。得られた結果について、それぞれ過年度調査の結果と比較し、浮泥の面的な分布状況等を整理するとともに、長期的な堆積状況の変化について把握する。

③水質等の水平・鉛直分布調査

シュリコマベツ湾内の 50 地点程度と流入河川内の数地点程度（別図 5）において、5・6 月、8 月、11 月の計 3 回、水温、pH、D₀、EC、濁度、クロロフィル、水中光量子量の鉛直観測を行い、得られた結果から平面コンター図を作成する。また、別途釧路市教育委員会が実施している、チュウルイ湾やキネタンベ湾の結果との比較を行うことで、両湾との相違点・類似点を把握する。

3) マリモ生育地復元再生計画（仮称）策定検討に係る取組

これまでにマリモに関して実施されてきた取り組みや取得されたデータ、関係する論文等の情報を収集し、復元再生に向けた課題の抽出、整理とりまとめを行う。マリモ生育地復元再生計画（仮称）では、その位置づけ、段階的な目標や最終目標、それらの達成のために必要な 1) や 2) の各種取り組み、後述する（4）の学習ツアーや、その他、市民参加型を絡めた取り組みの方針や方法といった項目について具体的に示すことを想定しており、整理にあたっては、それらを踏まえたものとする。また、各課題の関係性や実施すべき施策のどのような環境管理や自然再生を目指すのかを明確にすること。

4) マリモ科学委員会の資料作成及び開催補助

1) ～ 3) の結果について、マリモ科学委員会（2 回程度、阿寒湖で 1 回、札幌で 1 回の開催を想定。）にて報告する資料を作成する（A4 判で 30 ページ程度を想定）。また、札幌での開催について、委員（10 名程度）の招聘に際し、謝金を 1 人あたり 14, 000 円支給するとともに、会場借上（20 人程度、半日程度）を実施する。

(4) マリモを学び触れあう場の創出に向けた将来像の検討等

「マリモ保護管理計画」において、マリモの保護と活用の両立を図る解決策として、マリモ消滅水域であるシュリコマベツ湾を、マリモの生育地として復元再生し、マリモを学び触れあう場として活用していく構想が示されている。

この構想の実現に向けて、インタープリテーション全体計画の視点から、この場所でどのようなテーマで何をどう伝えるか、そのためにどのような施設や利用システム（利用制限、利用ルール、利用者負担等含む）の整備等が必要となるか、具体的な将来像の検討を行う。

また、将来像の学習テーマを踏まえ、阿寒湖が持つ固有の価値やストーリー、提供したい体験や学び・気づき、といった事項を定めた、学習ツアーに係るインタープリテーション計画の検討を行う。

1) 意見交換会の開催補助

将来像の内容を検討するため、マリモ普及啓発検討協議会等の地域関係者による意見交換

会を3回程度開催する。開催場所は阿寒湖温泉を想定する。日程調整及び出席者への開催案内は環境省担当官が担当し、請負者は、会議資料の作成、資料印刷及び議事概要の作成等のその他の作業を行う。なお、意見交換会の会場については、環境省担当官と相談の上、無償使用可能な会場を使用する。

2) 学習ツアー実施体制等の構築に向けた検討

令和5年度業務で検討した学習テーマを踏まえ、阿寒湖地域ならではの自然体験活動を含む感動体験をどのように参加者に伝えていくのか、順応的管理をしながら学習ツアーを実施する体制整備や、テーマを伝えるガイドを育成していくための体制構築について、利用者負担の観点を含めて検討する。検討においては、ガイド事業者等の地域関係者による意見交換会を2回程度開催するとともに、必要に応じて個別にヒアリングを行う。開催場所は阿寒湖温泉を想定する。日程調整及び出席者への開催案内は環境省担当官が担当し、請負者は、会議資料の作成、資料印刷及び議事概要の作成等のその他の作業を行う。なお、意見交換会の会場については、環境省担当官と相談の上、無償使用可能な会場を使用する。

3) 将来像の作成

1) 及び2) の結果を踏まえつつ、令和5年度業務で作成した骨子(案)をもとに、シュリコマベツ湾のマリモ生育地復元再生活動を中心とした自然体験に関する将来像を作成する。将来像では、体験の場としてのシュリコマベツ湾だけでなく、起点となるであろう温泉街や両地点間の移動ルートなど周辺地域との関係性を整理するとともに、どんなテーマで利用者に何を伝え、どのような方法(施設、利用システム、プログラム等)で行うのか、管理や運営の体制をどう構築するのか、といった事項について、インタープリテーション全体計画の視点を踏まえて具体的に示すものとする。

4) 学習ツアーに係るインタープリテーション計画(案)の作成検討

将来像で検討された学習テーマを基に、1) 及び2) の意見交換会の結果も踏まえつつ、阿寒湖が持つ固有の価値やストーリー、体験活動とともに、来訪者への伝え方や方法、人材育成の仕組みを整理し、学習ツアーに係るインタープリテーション計画(案)の作成検討を行う。IP計画(案)においては、その他、IPの基本要素として、目的やテーマ、対象者、望まれる来訪者の体験、及び活動の手段といった項目をまとめるほか、阿寒湖畔エコミュージアムセンターの利活用や、効果を図るための定量的指標についても検討する。また必要に応じて、来訪者分析や、資源等必要な既存情報や課題の整理を実施する。

4. 業務履行期限

令和7年3月24日(月)まで

5. 成果物

紙媒体：報告書 10部(A4判 200頁程度)

電子媒体：報告書の電子データを収録したDVD-R等3式

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所：阿寒摩周国立公園阿寒湖管理官事務所

6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。
(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

(1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(2) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあっては、最新閣議決定の「環境物品等の調達に関する基本方針」の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

4. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。



图1 調査地点 (案)

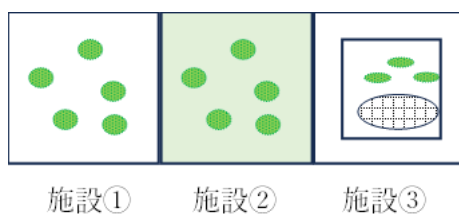
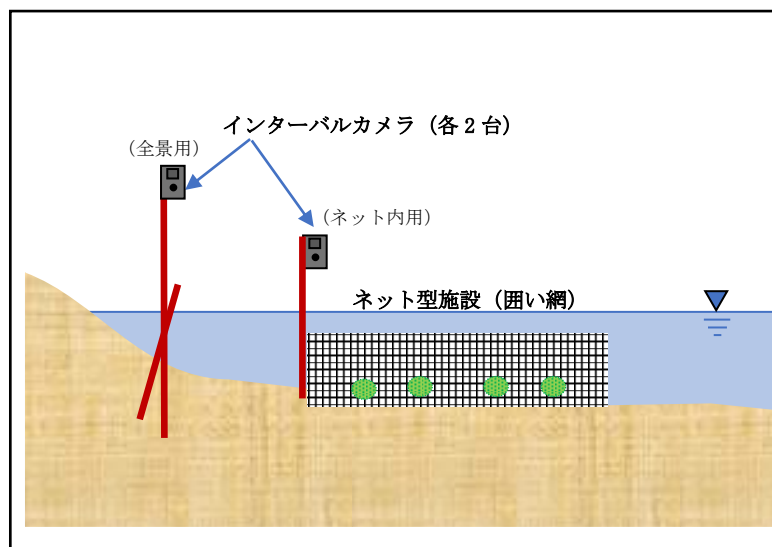


図2 ネット型施設概略

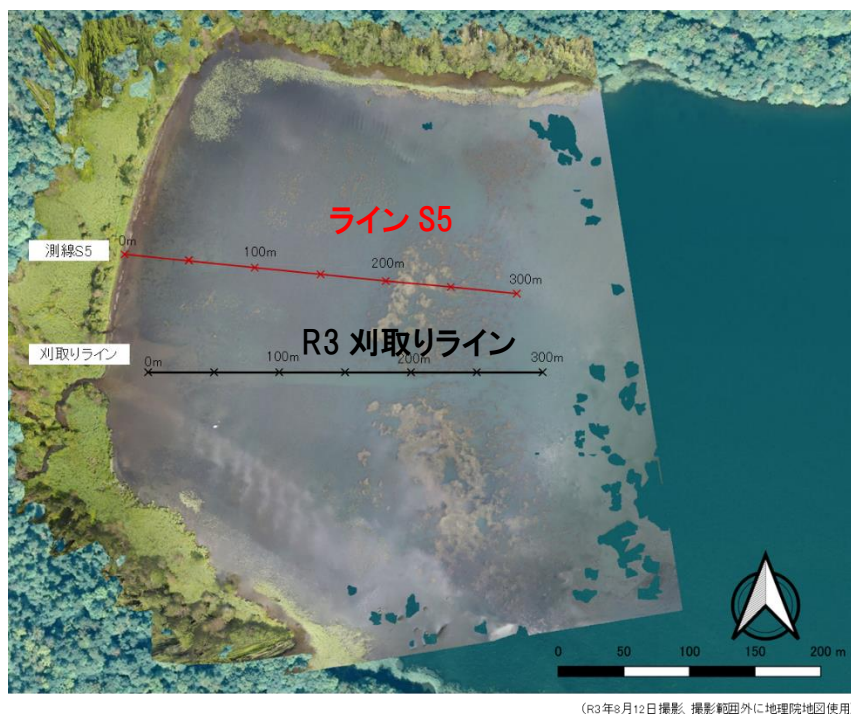
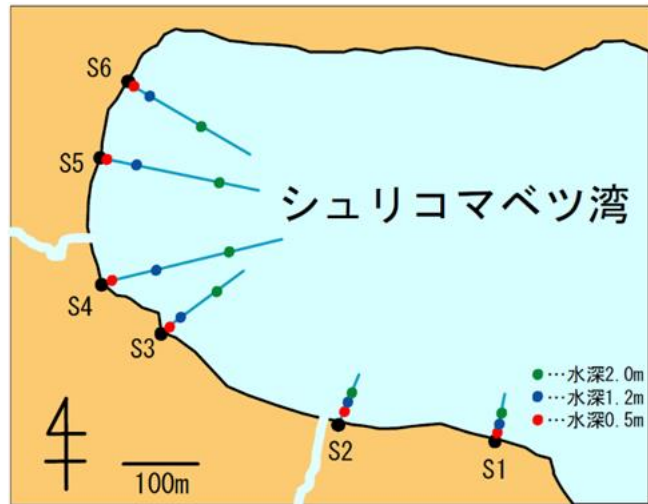


図3 令和3年度試験刈取り区域及び令和2年度業務調査ライン (S5)



出典：平成 18 年度管理方針検討調査（阿寒湖の水環境と水生生物の保全・管理手法に関する検討調査）委託業務

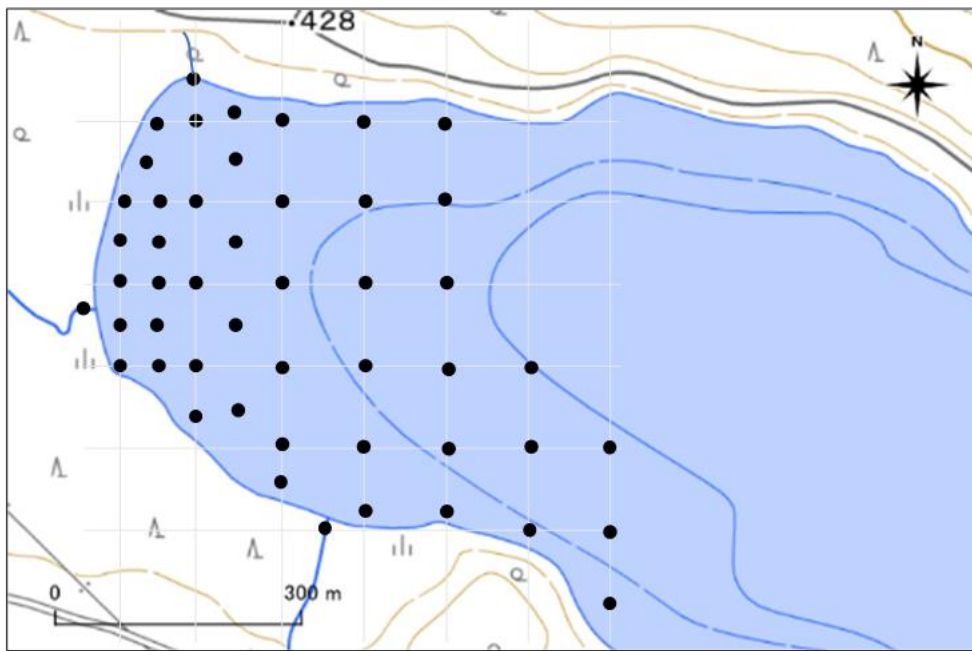
浮泥堆積状況の把握（3 測線と各調査箇所）



出典：平成 22 年度マリモ消滅水域潜水調査業務委託（阿寒湖シュリコマベツ湾周辺）

浮泥堆積状況の把握地点案（50 地点程度）

図 4 浮泥堆積状況把握調査概略



チュウレイ湾等との並行水質調査地点案

図5 水質等の水平・鉛直分布調査概略

令和6年度阿寒摩周国立公園満喫プロジェクト・
マリモ保護活用のあり方検討業務に関する提案書作成・審査要領

環境省北海道地方環境事務所
釧路自然環境事務所

本書は、令和6年度阿寒摩周国立公園満喫プロジェクト・マリモ保護活用のあり方検討業務に関する提案書の作成、審査等の要領を提示するものである。

I 提案書作成要領

1. 提案書の構成及び作成方法

以下に、「令和6年度阿寒摩周国立公園満喫プロジェクト・マリモ保護活用のあり方検討業務に関する提案書の評価基準表」（以下「評価基準表」という。）から「評価項目」及び「要求要件」を転載する。

評価項目			要求要件
大項目	中項目	小項目	
0 仕様書の遵守			仕様書に規定する業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する提案がないこと。
1 業務の基本方針			仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針を記述すること。
2 業務の実施方法			
	2.1 仕様書3.（2）の業務内容		ヒアリングの対象となる有識者等を提案するとともに、ヒアリングの方法及び回数、ヒアリング項目の概要を具体的に記載すること。
	2.1 仕様書3.（3）の業務内容		1）～3）の業務の具体的な調査計画と留意点を記載すること。
	2.2 仕様書3.（4）の業務内容		阿寒湖のマリモ及びシュリコマベツ湾での取組について、現状と具体的な課題、並びに想定される学習ツアーの実施体制や、テーマを伝えるガイドの育成体制について記載すること。
3 業務の実実施計画			仕様書及び追加的業務（提案がある場合）に係る作業事項を作業進行予定表にまとめること。
4 業務の実実施体制			
	4.1 執行体制、役割分担等		業務の実実施体制について、責任者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体制等を表にまとめること。
	4.2 従事者の実績、能力、資		主たる従事者及び副たる従事者の自然公園、生

	格等	<p>物多様性保全に関する類似業務（特別天然記念物の保護管理にかかる検討業務、陸上及び水中の植生にかかる調査業務又は自然環境の再生にかかる業務）の実績、本業務に係る能力の資料、資格等を明示すること。</p> <p>また、本業務に従事する主たる担当者の業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。</p>
5	組織の実績	<p>過去に類似業務（特別天然記念物の保護管理にかかる検討業務、陸上及び水中の植生にかかる調査業務又は自然環境の再生にかかる業務）の実績があれば、業務名、それぞれの概要等を記載すること。</p>
6	組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況	<p>事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）において、ISO14001、エコアクション21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無を記載し、有の場合は当該認証の名称を記載するとともに、証明書等の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認証期間中であること。</p> <p>又は、現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合は、過去の認証及び現在の環境マネジメントシステムの名称を記載するとともに、過去の認証の証明書等及び現在の環境マネジメントシステムの設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。</p>
7	組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況	<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定等（えるぼし認定等、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定）の有無、有の場合は認定等の名称を記載し、認定通知書等の写し（内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、その確認通知書の写し）を添付すること。ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。</p>
8	企業等の賃上げの実施	

	8.1 事業年度（又は暦年）における賃上げ	<p>賃上げの実施を表明した企業等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業は、事業年度（又は暦年）において、対前年度比（又は対前年比）で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書（別紙様式1-1）（表明する意思がある者のみ提出すること）の写しを添付すること。 ・中小企業等は、事業年度（又は暦年）において、対前年度比（対前年比）で給与総額を1.5%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書（別紙様式1-2）（表明する意思がある者のみ提出すること）の写しを添付すること。
--	-----------------------	---

提案書は、上記評価項目に基づき、次に従って作成すること。

- 1) 「はじめに」の項を冒頭に設け、「本書は、令和6年度阿寒摩周国立公園満喫プロジェクト・マリモ保護活用のあり方検討業務に係る仕様書に基づき、その実施方法等に関する提案を行うものである。本業務の実施に当たっては、同仕様書を遵守し、本提案書を実行計画書と位置づけて行うものとする。」と必ず記載すること。
このため、提案書の作成に当たっては、仕様書に反し、又は矛盾する事項がないか十分に点検すること。なお、提案書が仕様書に反し、又は矛盾すると認められたときは、評価項目「0 仕様書の遵守」に基づき、当該提案書は不合格となる。
- 2) 「はじめに」以下は、上記評価項目に従い「業務の基本方針」から「組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況」までの各評価項目を目次とし、それぞれの要求要件に基づき提案書を作成すること（別添様式参照）。記述上の必要性に応じ、各評価項目内を細分化して目次立てすることは差し支えない。
- 3) 提案書に詳細に記載するよりも添付資料を参照した方がわかりやすい事項については、提案書中に「△については、別添資料○参照」と記載して、資料添付を行うことは差し支えない。ただし、添付資料が大部にわたる場合は、必ずその要点を提案書中に記載すること。「評価項目」及び「要求要件」との関係が容易にわかり難い添付資料は、添付されなかったとみなすことがある。
- 4) 提案書は、難解な専門用語には注釈を付す等、専門家以外でも理解でき、審査可能なように平易な記述に努めること。

2. 提案書様式、提出部数等

提案書は、別添様式を踏まえて作成すること。記載上の必要に応じて様式を変更しても差し支えないが、様式の変更は必要最小限にとどめること。

提案書は、添付資料を含めて綴じ込んだ1式を紙媒体で1部及びその内容を格納した電子媒体で1部を提出すること。なお、社名を伏せた提案書も併せて提出すること。

環境省から連絡が取れるよう、提案書上に連絡先（電話番号、FAX番号及びメールアドレス）を記載すること。

4. 留意事項

落札した者が提出した提案書は、仕様書とともに原則としてそのまま契約書に添付され、本令和6年度阿寒摩周国立公園満喫プロジェクト・マリモ保護活用のあり方検討業務の実施計画書になるものであり、確実に実施可能な内容として作成すること。提案書に従った履行がなされない場合は、債務不履行として契約解除及び損害賠償請求の事由となる。

II 提案書の審査及び落札決定の方法

1. 落札方式及び得点配分

1) 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、2)によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

① 入札価格が予定価格の範囲内であること。

② 「評価基準表」中、必須とされた評価項目の基礎点をすべて獲得していること。

2) 総合評価点の計算方法

総合評価点＝技術点＋価格点

技術点＝基礎点＋加点（満点200点）

*技術点は、環境省に設置する提案書審査委員会の各委員の採点結果の平均値を算出し、小数点第三位以下を切り捨てたものとする。

価格点＝100×（1－入札価格÷予定価格）

*価格点は、上記式により数値を算出し、小数点第三位以下を切り捨てたものとする。

3) 基礎点部分の採点

技術上の基準を満たす場合に、当該基礎点全部を得点とする。

4) 加点部分の採点

① 配点5点の場合、技術上の基準に基づき、

秀： 5点、

優： 4点、

良： 3点、

準良： 2点、

可： 1点、

不可： 0点、
の6段階評価とし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。

- ② 基礎点がある項目に係る加点部分の「不可：0点」とは、基礎点の基準は満たす（基礎点は得点）が、加点部分の基準をなんら満たさない場合である。

2. 提案書審査（技術点の採点）の手順

- 1) 入札資格を有する者から提出された提案書について、「評価基準表」に基づき、必須とされた項目の基礎点に係る評価を提案書審査委員会の各委員が行う。各委員の評価結果を同委員会で協議し、委員会において各必須項目毎に基礎点の獲得の可否を判断する。すべての必須項目の基礎点を獲得した提案書を合格（基礎点を付与）とし、それ以外の提案書は不合格とする。
- 2) 合格した提案書について、各委員毎に評価項目の加点部分の評価を行い、基礎点と合計した採点結果を記入する。各委員の採点結果を委員会で確認し、事実誤認等があった場合は、事後の採点の修正は公平性及び透明性を阻害するおそれがあることから集計から除外することとして取り扱う。確定した各委員の採点結果の技術点について、その平均値を算出する。

3. 落札決定

2. による技術点に、当該提案書に係る入札価格に基づく価格点を加算し、総合評価点を算出する。各提案書の総合評価点を比較し、最も高い数値を得た提案書の提出者を落札者とする。

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度(令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度)
(又は○年)において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度(又は
対前年)増加率○%以上とすること

を表明いたします。

従業員と合意したことを表明いたします。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

(住所を記載)

代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法
によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

従業員代表

氏名 ○○ ○○ 印

給与又は経理担当者

氏名 ○○ ○○ 印

※従業員代表等の押印省略は不可とする。

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
2. 暦年により賃上げを表明した場合においては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
3. 上記1.による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。
4. 上記3.による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点事由判明時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）
（又は○年）において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率○%以上とする
こと

を表明いたします。

従業員と合意したことを表明いたします。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

（住所を記載）

代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法
によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

従業員代表

氏名 ○○ ○○ 印

給与又は経理担当者

氏名 ○○ ○○ 印

※従業員代表等の押印省略は不可とする。

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
2. 暦年により賃上げを表明した場合においては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
3. 上記 1. による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。
4. 上記 3. による減点措置については、減点措置開始日から 1 年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点事由判明時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

(別添4)

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
北海道地方環境事務所
釧路自然環境事務所長 殿

住所
商号又は名称
代表者役職・氏名

令和6年度阿寒摩周国立公園満喫プロジェクト・
マリモ保護活用のあり方検討業務に関する提案書の提出について

標記の件について、別添のとおり提出します。
なお、書類の提出に当たり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

担当者連絡先
部署名：
責任者名：
担当者名：
TEL：
E-mail：

令和6年度阿寒摩周国立公園満喫プロジェクト・
マリモ保護活用のあり方検討業務に関する提案書

提案書作成責任者

(株)○○ △部×課 ○○○

電話番号、メールアドレス

はじめに

本書は、令和6年度阿寒摩周国立公園満喫プロジェクト・マリモ保護活用のあり方検討業務に係る仕様書に基づき、その実施方法等に関する提案を行うものである。本業務の実施に当たっては、同仕様書を遵守し、本提案書を実行計画書と位置づけて行うものとする。

1. 業務の基本方針

(作成注)

仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針を記述すること。

(※) A4判2枚以内とする。

2. 業務の実施方法

2.1 仕様書3.(2)の業務内容

(作成注)

ヒアリングの対象となる有識者等を提案するとともに、ヒアリングの方法及び回数、ヒアリング項目の概要を具体的に記載すること。

(※) A4判1枚以内。複数の事項を提案する場合はそれぞれA4版1枚以内ずつとする。

2.2 仕様書3.(3)の業務内容

(作成注)

1)～3)の業務の具体的な調査計画と留意点を記載すること。

(※) A4判1枚以内。複数の事項を提案する場合はそれぞれA4版1枚以内ずつとする。

2.3 仕様書3.(4)の業務内容

(作成注)

阿寒湖のマリモ及びシュリコマベツ湾での取組について、現状と具体的な課題、並びに想定される学習ツアーの実施体制や、テーマを伝えるガイドの育成体制につ

いて記載すること。

--

(※) A 4判 1枚以内。複数の事項を提案する場合はそれぞれA 4版 1枚以内ずつとする。

3. 業務の実施計画

(作成注)

仕様書及び追加的業務（提案がある場合）に係る作業事項を作業進行予定表にまとめること。

時 期	内 容

(※) A 4判 1枚以内とする。

4. 業務の実施体制

4. 1 執行体制、役割分担等

(作成注)

業務の実施体制について、責任者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体制等を表にまとめること。

--

(※) A 4判 1枚以内とする。

4. 2 従事者の実績、能力、資格等

(作成注)

主たる従事者及び副たる従事者の自然公園、生物多様性保全に関する類似業務(特別天然記念物の保護管理にかかる検討業務、水中の植生にかかる調査業務又は自然環境の再生にかかる業務)の実績、本業務に関係する能力の資料、資格等を明示すること。

また、本業務に従事する主たる担当者の業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。

(1) 本業務に従事する主たる担当者

氏 名		生年月日	
所属・役職		経験年数 (うち本業務の類似業務従事年数)	
		年 () 年	
専門分野			
所有資格			
経歴 (職歴/学位)			
所 属 学 会			

類似業務の実績		
業務名	業務内容	履行期間
		年 月～ 年 月

主な手持ち業務の状況（令和 年 月 日現在 件）		
業務名	業務内容	履行期間
		年 月～ 年 月

（※）手持ち業務の欄は契約金額が 500 万円以上のものを対象とし、業務内容の欄は概要を記入する。

（２）主たる担当者以外であって本業務に従事する者

氏名	所属・役職	専門分野

5. 組織の実績

（作成注）

過去に類似業務（特別天然記念物の保護管理にかかる検討業務、水中の植生にかかる調査業務又は自然環境の再生にかかる業務）の実績があれば、業務名、それぞれの概要等を記載すること。

業務名			
発注機関 (名称、所在地)			
(受託者名)			
(受託形態)			
履行期間			
業務の概要			
技術的特徴			
主たる担当者の従事の有無			

注 1 本様式は、A 4 判 4 枚以内に記載すること。

注 2 業務名は 10 件まで記載できるものとする。

注 3 発注機関の受注形態欄には、元請受注か下請受注かの区別を記載すること。

注 4 業務の概要の欄には、業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。

注 5 実績を証明するものとして、契約書写し、注文・請書写し（下請の場合のみ）を添付すること。

6. 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

（①現在認証中である場合、②現在まで認証を受けたことがない場合又は③過去に

認証を受けたことはあるが現在環境マネジメントシステムを継続していない場合)

認証の有無：

認証の名称： (認証期間：令和○年○月○日～令和○年○月○日)

注1 現在認証中である場合、証明書等の写しを添付すること。

注2 認証は、事業者の経営における主たる事業所（本社等）において取得しており、かつ、提案書提出時点において期間中であるものに限る。

(現在は認証期間中でないが過去に認証を受けたことがあり、現在事業所（本社等）において環境マネジメントシステムを継続している場合)

過去に受けていた認証の名称： (認証期間：令和○年○月○日～令和○年○月○日)

現在の環境マネジメントシステムの名称：

注1 過去に認証を受けた証明書等及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

注2 証明書および規則等は、事業者の経営における主たる事業所（本社等）において取得し、又は継続しているものに限る。

7. 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

認定等の有無：

認定等の名称： (認定段階：)
(計画期間：○年○月○日～○年○月○日)

注1 プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定については認定通知書の写しを、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画（策定義務のない事業主（常時雇用する労働者が100人以下のもの）が努力義務により届出たものに限る。）については労働局の受付印のある一般事業主行動計画策定届の写しを添付すること。

注2 くるみん認定については認定等の名称に新基準（改正後認定基準（令和4年4月1日施行）により認定）のものであるか旧基準（改正前認定基準又は改正省令附則第2条第5項の経過措置により認定）のものであるか明記すること。

注3 認定段階についてはえるぼし認定の認定段階（1～3）を、計画期間につい

ては女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に示された計画期間を明記すること。

注4 本社等において取得しており、かつ、提案書提出時点において認定等の期間中であるものに限る。

注5 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書の写しを添付すること。

8. 企業等の賃上げの実施

① 事業年度（又は暦年）における賃上げ

賃金引上げ計画を表明しているか：

本調達では、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度（又は対前年）に比べ一定の増加率（大企業の場合3%、中小企業等（※1）（※2）の場合1.5%）以上とする旨を「従業員への賃上げ計画の表明書」（写しで可）により表明した（※3）（※4）場合、加点することとしている。また、提出された表明書で表明した賃上げが実行されているか、事業年度等終了後、事業年度については法人事業概況説明書、暦年については給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表等により確認することとしているため、確認のため必要な書類は速やかに釧路自然環境事務所<NCO-KUSHIRO@env.go.jp>へ提出すること。なお、確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は「従業員への賃上げ計画の表明書」裏面の（留意事項）を確認すること。

※1 「中小企業等」とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

※2 「中小企業等」に該当する法人は、「従業員への賃上げ計画の表明書」とともに前年度の法人税申告書別表1を提出すること。

※3 対前年度又は対前年のいずれかを選択して表明すること。当該選択に応じて表明に用いる様式が異なるので留意すること。

※4 「従業員への賃上げ計画の表明書」の様式は環境省ホームページの「調達情報」>「入札等情報」>「総合評価落札方式における賃上げ表明様式等」に掲載する。（http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/category_01.html）

評価項目			要求要件	評価区分	得点配分			技術上の基準		基礎点の採点	加点の採点
大項目	中項目	小項目			合計	基礎点	加点	基礎点	加点		
0	仕様書の遵守		仕様書に規定する業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する提案がないこと。	必須	5	5	-	提案書が全体として仕様書を遵守しており、業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する内容がないこと。	-		
1	業務の基本方針		仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針を記述すること。	必須	15	5	10	業務の目的を的確に理解し、妥当な基本方針であること。	基本方針に創造性、確実性があるか。		
2 業務の実施方法											
	2.1 仕様書3.(2)の業務内容		ヒアリングの対象となる有識者を提案するとともに、ヒアリングの方法及び回数、ヒアリング項目の概要を具体的に記載すること。	必須	10	5	5	・有識者の選定及びヒアリングの内容が妥当であること。	・提案された内容に創造性、新規性、確実性があるか。		
	2.1 仕様書3.(3)の業務内容		1)～3)の業務の具体的な調査計画と留意点を記載すること。	必須	35	5	30	・提案された調査計画や留意点が妥当であること。	・提案された内容が効率的で確実性があるか。 ・提案された内容が次年度以降の取組推進を期待させるものか。		
	2.2 仕様書3.(4)の業務内容		阿寒湖のマリモ及びシュリコマベツ湾での取組について、現状と具体的な課題、並びに想定される学習ツアーの実施体制や、テーマを伝えるガイドの育成体制について記載すること。	必須	25	5	20	・現状と課題の認識が妥当であること。 ・想定される学習ツアーの実施体制や、テーマを伝えるガイドの育成体制が妥当であること。	・提案の内容が課題の解決に寄与する期待感があるか。 ・想定される学習ツアーの実施体制や、テーマを伝えるガイドの育成体制が、効果的で魅力的な学習ツアーの実施を十分に期待させるものか。		
3	業務の実施計画		仕様書及び追加的業務(提案がある場合)に係る作業事項を作業進行予定表にまとめること。	必須	15	5	10	実施可能で妥当な作業進行予定表であること。	作業進行予定表が効率的で確実性があるか。		
4 業務の実施体制											
	4.1 執行体制、役割分担等		業務の実施体制について、責任者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体制等を表にまとめること。	必須	25	5	20	適切な役割分担等により実施体制が構築されていること。 外部の協力者(又は再委託者)に業務の一部を行わせる場合は、業務の根幹部分を提案者が実施すること、協力者等の役割分担が明確で、適切であること。	効果的、効率的な人員配置、内・外部の協力体制等が構築されているか。		
	4.2 従事者の実績、能力、資格等		主たる従事者及び副たる従事者の自然公園、生物多様性保全に関する類似業務(特別天然記念物の保護管理にかかる検討業務、水中の植生にかかる調査業務又は自然環境の再生にかかる業務)の実績、本業務に関する能力の資料、資格等を明示すること。 また、本業務に従事する主たる担当者の業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。	任意	25	-	25	-	主たる従事者及び副たる従事者の自然公園、生物多様性保全に関する類似業務(特別天然記念物の保護管理にかかる検討業務、水中の植生にかかる調査業務又は自然環境の再生にかかる業務)の実績があるか。件数や業務概要に応じて以下のとおり加点する。 0件:不可(0点) 1件:可(5点) 2件:準良(10点) 3件:良(15点) 4件:優(20点) 5件以上:秀(25点)		
		必須	5	5	-	本業務に従事する主たる担当者が本業務に従事する十分な時間があると認められること。	-				
5	組織の実績		過去に類似業務(特別天然記念物の保護管理にかかる検討業務、水中の植生にかかる調査業務、自然環境の再生にかかる業務又は自然公園等保護地域での自然環境保全、適正利用、自然環境教育に関する計画検討業務)の実績があれば、業務名、それぞれの概要等を記載すること。	任意	20	-	20	-	過去に類似業務(特別天然記念物の保護管理にかかる検討業務、水中の植生にかかる調査業務、自然環境の再生にかかる業務)の実績があるか。件数や業務概要に応じて以下のとおり加点する。 0件:不可(0点) 1件:可(4点) 2件:準良(8点) 3件:良(12点) 4件:優(16点) 5件以上:秀(20点)		
6	組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況		事業者の経営における事業所(以下「本社等」という。)において、ISO14001、エコアクション21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無を記載し、有の場合は認証の名称を記載するとともに、証明書等の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認証期間中であること。又は、現在は認証期間中ではないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合は、過去の認証及び現在の環境マネジメントシステムの名称を記載するとともに、過去の認証の証明書等及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。	任意	5	-	5	-	本社等において、環境マネジメントシステム認証取得等があるか。又は過去に第三者による環境マネジメントシステム認証を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等しているか。1つでもあれば加点(5点)。		
7	組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況 (女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領第1の1(1)ただし書きに該当する、環境配慮契約法に基づく自動車の購入及び賃貸借に関する事業については、評価項目から除くこと。)		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)、青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用推進法」という。)に基づく認定等(プラチナくるみん認定、えるぼし認定等、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定等)の有無を記載し、有の場合は認定等の名称を記載するとともに、認定通知書の写し(内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、その確認通知書の写し)を添付すること。ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。	任意	5	-	5	-	女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナくるみん認定、えるぼし認定等) -プラチナくるみん認定(※1) 5点 -えるぼし3段階目(※2) 4点 -えるぼし2段階目(※2) 3点 -えるぼし1段階目(※2) 2点 -行動計画(※3) 1点 ※1 女性活躍推進法(令和2年6月1日施行)第12条に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に関する基準は満たすことが必要。 ※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 次世代法に基づく認定(プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定) -プラチナくるみん認定 4点 -くるみん認定(新基準※4) 3点 -くるみん認定(旧基準※5) 2点 -トライくるみん認定 2点 ※4 新くるみん認定(改正後認定基準(令和4年4月1日施行)により認定) ※5 旧くるみん認定(改正前認定基準又は改正省令附則第2条第5項の経過措置により認定) 若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定) 4点 ※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。		
8 企業等の質上げの実施											
	8.1 事業年度(又は暦年)における質上げ		質上げの実施を表明した企業等について ・大企業は、事業年度(又は暦年)において、対前年度比(又は対前年比)で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書(表明する意思がある者のみ提出すること)の写しを添付すること。 ・中小企業等は、事業年度(又は暦年)において、対前年度比(対前年比)で給与総額を1.5%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書(表明する意思がある者のみ提出すること)の写し及び前年度の法人税申告書別表1を添付すること。	任意	10	-	10	-	表明書(様式は任意で可。ただし、従業員が代表者から質上げの表明を受けたことを証明するための押印等があること。)の写しの提出が確認出来れば加点(10点)。		
					技術点小計	200	40	160	加点合計		
					価格点	100			基礎点		40
					総計	300			価格点		
								総合評価点			

基礎点部分の採点は、技術上の基準を満たす場合に、当該基礎点全部を得点とする。

加点部分の採点は、配点5点の場合、技術上の基準に基づき、秀:5点、優:4点、良:3点、順良:2点、可:1点、不可:0点、の6段階評価とし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。

基礎点がある項目に係る加点部分の「不可:0点」とは、基礎点の基準は満たす(基礎点は得点)が、加点部分の基準をなら満たさない場合である。

◆環境マネジメントシステム認証制度の例◆

事業者が、その事業経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組み、その取組結果を確認・評価し、改善していくこと(環境保全の取組に係るPDCAサイクル)を「環境マネジメント」といい、そのための事業者内の体制・手続等の仕組みを「環境マネジメントシステム」(EMS)という。その主な例は以下のとおりであるが、他にも地方版のEMSや、運送事業者を対象としたグリーン経営認証制度、エコファースト制度などがある。

全国版EMS	ISO14001	エコアクション21	エコステージ
概要	ISO審査登録機関及び認定機関で構成。国際的に認められた第三者認証制度。1996年に制定。	環境省が策定した中小企業にも取り組みやすい環境マネジメントシステム。2004年に開始。把握すべき環境負荷指標を特定しているほか、環境活動レポートの作成・公表を必須要件としている。	ISO14001取得前から取得後も含めた環境マネジメントシステム。5段階の認証ステージがある。エコステージ2はISO14001の要求事項を全て含んでおり、エコステージ2の認証を取得できれば、ISO14001に挑戦可能なレベルとなる。
事務局の母体となる団体	ISO(国際標準化機構)	持続性推進機構	エコステージ協会

地方版EMSの例:

北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES)、青森環境マネジメントフォーラムAES、いわて環境マネジメントフォーラムIES、みちのくEMS、三重環境マネジメントシステム(M-EMS)、宝塚環境マネジメントシステム(TEMS)、神戸環境マネジメントシステム(KEMS)、京都環境マネジメントシステムスタンダード(KES)等